

## 申18号 車両メンテナンス業務を担う社員教育に関する緊急申し入れ

### 申し入れの背景

基礎的な技術を有している社会人採用者は、車両メンテナンス部門の「即戦力」として配属されてきました。したがって、社会人採用者に対する入社後の教育は、新規採用者に対して行なう「基礎技術教育」とは区別し、配属箇所での教育を団体交渉を経て確認しました。

しかし、2015年度社会人採用社員の基礎技術教育を配属箇所ではなく総合車両センターで実施することが一部支社で明らかになったことを受け、緊急申し入れを行い会社との議論をおこないました。

車両メンテナンス近代化（第Ⅲ期）計画の実施に関する議事録確認（平成16年2月3日締結）

（組合）社会人採用社員の教育はどのように考えているのか。

（会社）社会人採用社員は基本的な技術や基礎的なベースを持っていることを前提に採用しており、これまでどおり配属箇所での教育を行う。

### 【確認事項】

1. 議事録確認にある社会人採用者への教育のあり方に変更はない！！
2. 配属された車両センターでの教育ができないのではなく、様々な経験ができる技能教習所の活用を選択した。
3. 社会人採用者は年齢断層を埋める役割もあり、技術継承を考えると職場に根ざした社員が必要！

### 【今後の課題】

- ◇「グループ会社と一体となった業務体制の更なる推進」で、車両センターでの教育環境は大きく変化している
- ◇急激な世代交代の中で、車両メンテナンスを担う社員の技術・知識を向上させ、職場を基本に体制を作り出すことの必要性がある

社会人採用者に対する教育は、  
「議事録確認」に基づき教育を実施することを再確認！

鉄道事業者として、安全と技術を守り抜くことは重要！！

技術フィールドを維持し、職場で学べる環境をつくり出そう！！